

文教公安常任委員会関係

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

次の表の左欄に掲げる山形県立学校の施設を使用させる場合における使用料の額は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第10条の規定にかかわらず、同表の右欄に定めるところによる。

区分	使用料の額
体育館	330平方メートル 990円
柔剣道場	330平方メートル未満
	330平方メートル以上 2,000円
講堂	660平方メートル未満
	660平方メートル以上 4,030円
会議室	990平方メートル未満
	990平方メートル 6,060円
	990平方メートル以上
教室	1室 350円
弓道場	990円
相撲場	
屋外運動場	グラウンド 2,000円
	テニスコート 1面 610円
プール	2,000円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1室 350円
	宿泊を伴う場合 730円

備考 1～3 -略-

次の表の左欄に掲げる山形県立学校の施設を使用させる場合における使用料の額は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第10条の規定にかかわらず、同表の右欄に定めるところによる。

区分	使用料の額
体育館	330平方メートル 1,020円
柔剣道場	330平方メートル未満
	330平方メートル以上 2,070円
講堂	660平方メートル未満
	660平方メートル以上 4,170円
会議室	990平方メートル未満
	990平方メートル 6,280円
	990平方メートル以上
教室	1室 360円
弓道場	1,020円
相撲場	
屋外運動場	グラウンド 2,070円
	テニスコート 1面 630円
プール	2,070円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1室 360円
	宿泊を伴う場合 750円

備考 1～3 -略-

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対応表

現 行										改 正 案										
別表										別表										
区分	教員	養護 教員	栄養 教諭	寄宿 指導員	実習 助手	事務 職員	技術 職員	その他 の職員	計	区分	教員	養護 教員	栄養 教諭	寄宿 指導員	実習 助手	事務 職員	技術 職員	その他 の職員	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
市町村立 学校	5,583	317	64			343		10	6,317	市町村立 学校	5,623	313	61		339			12	6,348	
県立中 学 校	29	2				2		3	36	県立中 学 校	36	2			2			3	43	
県立特別 支援学校	825	26		75	24	50		65	1,065	県立特別 支援学校	834	26		73	24	50		65	1,072	
県立高等 学校	1,659	52			141	146	13	109	2,120	県立高等 学校	1,661	51			137	141	12	107	2,109	